

年金だより

- ・ 障害基礎年金
- ・ 遺族基礎年金について

住 民 税 務 課 ☎ 0994-22-3039  
 住 民 生 活 課 ☎ 0994-25-2511  
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

◎年金は、年をとってからの保障だけではありません

●「障害基礎年金」年金を受け取るための

3つの確認

- ①初診日に国民年金に入っていた方
- ②医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っている方。
- ③国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の国内在住の方（老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていない方）
- ④20歳未満で障害を負った方も対象となります。
- ⑤一定程度以上の障害の状態にある方
- ⑥初診日の前日までに、次のいずれかの要件を満たしている方
- ⑦初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の

2以上（免除期間を含む）保険料を納付している方

⑧初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない方

●「遺族基礎年金」

年金を受け取るための3つの確認

- ①死亡日において、亡くなった方によって生計を維持していた遺族（子がいる配偶者または「子」に支払われます。（年齢の条件があります。）
- ②亡くなられた方の状況
- ③国民年金に加入している間になくなられた方
- ④過去に国民年金に加入したことがある方で、亡くなられたとき日本国内に住所があり、かつ60歳以上65歳未満であった方
- ⑤亡くなられたとき老齢基礎年金を受け取っていた方、または、受け取りに必要な資格期間（受給資格期間が25年以上である場合に限り）を満たしていた方
- ⑥亡くなられた方が、一定期間保険料を納めていないと受け取れません。
- ⑦保険料を納めていた期間が「亡くなられた月の前々月」まで、全体の3分の2以上（免除期間を含む）であること。
- ⑧死亡日の前日において、1年間に保険料の未納がないこと。

お知らせ

自衛隊の採用年齢変更

自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢を現行の「18歳以上27歳未満」から「18歳以上33歳未満」に改正しました。

次の試験予定等（自衛官候補生）  
 ● 受付期間 10月9日（火）～11月12日（月）

● 実施予定日 11月24日（土）

● 場所 国分駐屯地

● 問合せ 自衛隊鹿屋地域事務所  
 ☎ 0994・42・4386

平成31年「裁判員候補者」

「検察審査員候補者」について

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます（20歳未満を除く）。選定された候補者の方へは、11月中旬ごろに「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。国民が司法に参加する2つの制度です。

● 問合せ

裁判員 鹿児島地方裁判所刑事部 裁判員係  
 ☎ 0999・222・7157

検察審査員 鹿児島検察審査会  
 ☎ 0999・808・3719

平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。消費税の軽減税率制度に関するご相談は、鹿屋税務署（電話：0994-42-3127）自動音声案内に従い「3」を選択してください。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率（8%）の対象品目

飲料食品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。